広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『南宋雑事詩』と杭州詩壇
Author(s)	市瀬, 信子
Citation	中國中世文學研究 , 63-64 : 332 - 355
Issue Date	2014-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051467
Right	
Relation	

Hiroshima University Institutional Repository

『南宋雑事詩』と杭州詩壇

市瀬信子

はじめに

『南宋雑事詩』は、清代の杭州詩人七名によって作られた、南宋の遺事を題材とした詩集である。七名の詩人とは、沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信で、清代前半を代表する詩人厲鶚、蔵書家として知られる呉焯、趙昱、趙信、詩人符曾の他、無名の沈嘉轍、陳芝光が参加している。符曾が百一首を詠じた他は、六名が各百首ずつを詠じ、計七百一首の大規模な雑事詩である。この詩集は、後に『四庫全書』に収録されたことから、その評価を確かなものにした。「賦南宋雑事詩百首、為海内所称説。（南宋雑事詩百首を賦し、海内の称説する所と為る）」（『清史列伝』巻七十一　趙昱）は、当時の『南宋雑事詩』に対する高い評価を伝えるものである。

ただ、この評価は、必ずしも詩作品へのものとはいえはない。『清史稿』に「南宋雑事詩一百首、自采諸書為之注、徴引浩博、考史事者重之。（南宋雑事詩一百首、自ら諸書を采りて之が注を為し、徴引すること浩博、史事を考ふる者之を重んず。）」（『清史稿』巻四百八十五厲鶚）とあるように、詩の注に引用される典故が豊富で広範囲に及ぶことが、史実の考証に資すると評価されているのであり、つまりは注への評価といえる。

注が史料として評価される一方、『南宋雑事詩』は雑事詩という文学として論じられることは少なかった。しかし、当時の記録を見てみると、これは杭州詩会の唱酬の中で作られた作品であることがわかる。これは南宋の史料となるべきものが、地方誌や歴史書としてではなく、「雑事詩」という詩の形式で書かれたことの理由となるだろう。清代の杭州詩壇の倡酬が盛んになるのは、この詩集前後からであり、杭州詩壇における倡酬の作として見なおす必要があると考える。

更に詩人たちに眼を転じてみると、注ばかりが注目されたこと、全く無名の詩人も加わっていることから、これまで著名な詩人以外についてはほとんど論じられてこなかった。そこで、本稿では、詩人達が『南宋雑事詩』の時期にどのような活動を行っていたのか、詩人同士にどのような関連があったのかに重点を置き、『南宋雑事詩』に、杭州詩人たちがどう関わって来たのかを、でき

る限り明らかにしたいと考える。
さらにそこから、当時の杭州詩壇のあり方を明らかにし、また『南宋雑事詩』が、杭州詩壇に何を残したのかについても考察を加えてゆきたいと考える。

一　『南宋雑事詩』の成立時期

『南宋雑事詩』が、当時の杭州詩人たちにとって、どのような意味を持つことになったか、また杭州詩壇にいかなる影響を与えたのかを知るためには、その制作時期がいつであるかを把握しておく必要がある。

南宋雑事詩の成立については、陸謙祉『厲樊榭年譜』に「雍正元年（一七二三）時湖上觴詠極盛、有南宋雑事詩七巻」とある。又『南宋雑事詩』の作者の一人で、制作現場となった「小山堂」の主人である趙昱は、『春草園小記』の「二林吟屋」に次のように記している。

即南楼也。亦曰画選楼、予与意林読書処、昔沈欒城、符薬林、袁南垞嘗仮館焉。雍正癸卯甲辰間、共賦南宋雑事詩、觴詠流連、盍簪於此。

（趙昱『春草園小記』「二林吟屋」）

即ち南楼なり。亦た画選楼と曰ふ。予と意林と読書の処、昔沈欒城、符薬林、袁南垞嘗て焉に仮館す。雍正癸卯甲辰（かぶしん）の間、共に南宋雑事詩を賦し、觴詠流連し、此に盍簪す。

これは「南宋雑事詩」を作成した情況を記したものであるが、作成の場は、趙昱と趙信兄弟の「小山堂」中の「南楼」であった。「雍正癸卯、甲辰」は雍正元年（一七二三）、二年（一七二四）。趙昱の記述によれば、当時沈嘉轍、符曾らが趙昱のもとに寄寓しており、彼らとともに『南宋雑事詩』を賦し、連日觴詠を楽しんで友人同士が集ったという。

この記事を根拠とすれば、制作時期は雍正元年から二年にかけてということになる。

一方、虞万里が指摘するように、『増訂四庫簡明目録標注』には、「南宋雑事詩七巻、清沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信同撰。康熙中刊本、近年重刊本」の記述がある。虞万里氏は、『南宋雑事詩』に康熙最後の年となる六十一年（一七二二）に厲鶚が撰した『南宋院画録』（厲鶚自序に「康熙辛丑、銭塘厲鶚書」とある）等が引用されていることから、雑事詩は康熙六十一年以降に制作されたことは確かであり、また厲鶚と符曾が雍正二年に杭州を離れていることから、康熙六十一年の後半から、制作は雍正元年、特に雍正元年の可能性が大きい、とする。[1] 厳迪昌氏は、呉焯の第百首の尾聯「而今花柳新第外、況是欣逢宝歴春」の「宝歴」が、雍正改元を指すものであるとして、これも康熙刊本を否定し、雍正元年頃の制作とする。[2] これらを総合すると、やはり多少の前後のずれはあるにせよ、趙昱の記述にある雍正元年、二年頃が制作時期とみてよいだろう。

更に、道光九年扶茘山房刊本『南宋雑事詩』の姚祖恩識語には、「成於乾隆丙戌、丁亥間、小山堂嗇萃開雕」とある。これは乾隆三十一、三十二年で、雍正元年、二年の四十三年後となる。しかし、序を寄せている査慎行は雍正六年には世を去っており、詩の制作はそれ以前、つまり雍正年間初期と考えるのが妥当であろう。虞万里氏は諱字などを根拠に乾隆刊本と名乗る版本は翻刻本であるとしている。(3)

二　『南宋雑事詩』の内容

次に『南宋雑事詩』の大まかな内容をとらえ、また清代における評価を代表するものとして、「四庫全書総目提要」を挙げておく。

南宋雑事詩七巻。国朝沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同撰。鶚有遼史拾遺、已著録。嘉轍字欒城、焯字尺鳬、曾字幼魯、皆銭塘人。芝光字蔚九、昱字功千、信字意林、皆仁和人。七人之中、惟曾以薦挙官至戸部郎中、鶚以康熙庚子挙於郷、余皆終於諸生。是書以其郷為南宋故都故、捃摭軼聞、毎人各為詩百首、而以所引典故註於毎首之下。意主紀事、不在修詞。故警句頗多、而牽綴填砌之処亦復不少。然採拠浩博、所引書幾及千種。一字一句、悉有根柢。萃説部之菁華、采詞家之腴潤。一代故実、巨細兼該、頗為有資於考証。蓋不徒以文章論矣。(『四庫全書総目』巻一百九十）

南宋雑事詩七巻。国朝沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同に撰す。鶚に遼史拾遺有り、已に著録す。嘉轍字は欒城、焯字は尺鳬、曾字は幼魯、皆銭塘の人。芝光字は蔚九、昱字は功千、信字は意林、皆仁和の人。七人の中、惟だ曾の薦挙を以て官は戸部郎中に至り、鶚の康熙庚子を以て郷に挙げらるるのみにて、余は皆諸生に終はる。是の書其の郷の南宋の故都為るを以ての故に、軼聞を捃摭し、毎人各(おのおの)の詩百首を為りて、引く所の典故を以て毎首の下に註す。意は紀事を主とし、修詞に在らず。故に警句頗る多きも、而も牽綴填砌の処も亦(また)復少なからず。然れども採拠すること浩博、引く所の書は幾んど千種に及ぶ。一字一句、悉く根柢有り。説部の菁華を萃(あつ)め、詞家の腴潤を采る。一代の故実、巨細兼該し、頗る考証に資する有りと為す。蓋し徒に文章を以て論ぜず。

まず参加詩人である沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信について簡単に紹介している。いずれも杭州の詩人で、符曾と厲鶚以外は諸生にすぎない、とあるが、符曾にしても、戸部郎中の職を得たのは、『南宋雑事詩』以後のことであり、(4)この時点では詩人は全て無位無官であった。こうした一地方の在野の詩人たちが共同で詠じた詩を編纂したものが『南宋雑事詩』なのであ

る。作品の内容は、杭州の逸聞を拾い集めて各自百首ずつ詠じ、詩ごとに典故を明示した注をつけたものであって、事実の記録に主眼があるため、詩句には警句が多いとはいえ、語句を無理に集めて埋めたようなものも多いと評されている。しかし、注に引いた典拠は一千種にも及び、詩句は全て典故があり、それらは筆記類の精華、詩人たちの豊潤な言葉から選んだものであるという。こうして南宋時代の故実について、巨細漏らさず網羅し、「考証」に資するものであって、文辞だけで論じられるものではない、という。「総目提要」では、厲鶚『樊榭山房集』の項でも『南宋雑事詩』をとりあげ、「皆考証詳明、足以伝後。（皆考証詳明にして、以て後に伝ふるに足る。）」と述べ、この作品の価値を考証に見出している。

この『南宋雑事詩』は、明の田汝成の『西湖遊覧志』『西湖遊覧志余』を補うものとして作成された。『南宋雑事詩』凡例に次のように言う。

此編為補田副使西湖志、志余而作、凡田志所有則避之、或同一事而田志所録未詳、広為捜羅、用資博覧、其中或有抵牾随事考訂。

此の編 田副使の西湖志、志余を補はんが為にして作り、凡そ田の志に有る所は則ち之を避け、或は同一事にして田の志に録する所の未だ詳しからざるは、広く捜羅を為し、用て博覧に資す。其の中に或は抵牾有れば事に随ひて考訂す。

『西湖遊覧志』及び『志余』は、宋代を中心とした西湖及び杭州の風景、軼聞などを記したもので、「四庫全書総目提要」に「其体在地志、雑史之間。（其の体は地志、雑史の間に在り。）」（『四庫全書総目』巻七十）とあるように、地方誌と雑史との間の形式といえるもので、詩ではない。また「総目提要」は、『西湖遊覧志』の欠点として「惟所徴故実、悉不列其書名、遂使出典無徴、莫能考証其真偽。是則明人之通弊、汝成亦未能免俗者矣。（惟だ徴する所の故実、悉く其の書名を列せず、遂に出典をして徴すること無からしめ、能く其の真偽を考証する莫し。是れ則ち明人の通弊、汝成も亦た未だ俗を免ること能はず。）」と、出典の記載が曖昧であるために、考証の手段がないことを挙げ、明人の通弊であり、俗である、と批判する。一方『南宋雑事詩』凡例は最後の条に次のようにいう。

詩以紀事、事即注於下。往往合数事以成一詩、鱗次分注、詳載書名、并列総目於首、登紀作者姓氏。詩僅七百首、而隷事幾数千条、冀観者因詩釈注。或他日修郡邑志乗者於斯弗棄。第辞意未工、援据未確、索瘢指垢、願俟君子。

詩は以て事を紀し、事は即ち下に注す。往往 数事を合はせて以て一詩と成し、鱗次分注し、詳かに書

名を載せ、并びに総目を首に列し、作者の姓氏を登紀す。詩は僅か七百首のみにして、隷事は幾んど数千条、観る者の詩に因って注を釈き、或は他日　郡邑志乗を修むる者　斯に於いて棄てざらんことを冀ふ。第だ辞意未だ工ならず、援据未だ確かならず、索瘢指垢、願くは君子を俟たん。

これは、『西湖遊覧志』、『志余』の欠点を『南宋雑事詩』が補い、書名人名など具体的事実を記録することに拘ったことを述べたものである。引用した書名を詳細に記し、引用書の総目を巻首に一覧として挙げ、引用書の作者の氏名を記し、七百首の詩に対して、典故が数千条に及ぶことを挙げ、詩によって注を解釈し、後に地方志や史書を編纂するものには、その典故が用いられるようにと願って作ったという。『南宋雑事詩』は、こうした行き届いた注により、歴史地理の資料となるという目的も含めて作られているのである。

この作品が『四庫全書』に収録され、その後南宋に関する著作にしばしば引用され、時に注の引用書の過ちを指摘されることもあることからも、却ってその普及の様子がうかがえる。

三　『南宋雑事詩』の詩人達

次に、参加詩人たちについて、主に『南宋雑事詩』に関わる点を中心に見ていくこととする。七人の詩人は、それぞれの知名度に大きな差がある。

南宋雑事詩七巻、為沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同撰。每人撰七言絶句壹百首、以詠南宋故事、各註出典於下、所引之書幾及千種、極為博贍。内中以厲鶚最負盛名、詩材雋異、撰述等身。余子文学雖少見、而所作乃工力悉敵、亦皆当時博贍之士。故厲鶚引為知己、同列一社、実非無因。

（劉声木『萇楚斎五筆』巻三「論南宋雑事詩」）

南宋雑事詩七巻、沈嘉轍、呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信等同撰為り。人毎に七言絶句壹百首を撰し、以て南宋故事を詠じ、各の出典を下に註し、引く所の書幾んど千種に及び、極めて博贍と為す。内中　厲鶚を以て最も盛名を負ひ、詩材雋異、撰述身に等し。余子は文学は少見すと雖も、而るに作る所は乃ち工力悉く敵し、亦た皆当時博贍の士たり。故に厲鶚引きて知己と為し、同に一社に列するは、実に因無きに非ず。

ここに見えるように、詩人としては厲鶚が飛び抜けており、清朝前期の詩壇を代表する人物といってよい。宋に関わる優れた著述も多く、四庫全書に収録されているものだけでも、『南宋雑事詩』の他に、『遼史拾遺』『東城雑記』『南宋院画録』『樊榭山房集』『宋詩紀事』『絶妙好詞箋』がある。符曾は厲鶚とまではいかないが、当

時詩人として人気があり、各地の詩社で活躍した人物である。呉焯と、趙昱、趙信は蔵書家として名高い。その一方、沈嘉轍、陳芝光の両名は、『南宋雑事詩』によってのみ、その名が伝わっているといってよい。しかし、残された作品が少なくとも、『南宋雑事詩』の中では対等の実力がある、と劉声木は評している。

そこで、以下、『南宋雑事詩』当時を中心にして、伝記資料のある者についてはそれを用い、また伝記資料の伝わらない者については、周辺資料からできるだけ関係する記述を集め、当時の杭州詩壇の様子と詩人について明らかにしてみたい。

(一) 厲鶚

厲鶚(一六九二~一七五二)は、字を太鴻といい、樊榭と号した。清代を代表する詩人の一人とされ、清朝浙派の代表的詩人と評される。詞にも長け、また先に述べたように『南宋院画録』など宋代の考証に資する多くの著述で知られる。まず、その全体像を『清史稿』の記事を元に見てみよう。

厲鶚、字太鴻、銭塘人。家貧、性孤峭、不苟合。始為詩即得佳句。於学無所不窺、一発之於詩。康熙五十九年、李紱典試浙江、得鶚巻、閲其謝表、曰、此必詩人也。亟録之。計偕入都、尤以詩見賞湯右曾。再試礼部不第。乾隆元年、挙鴻博、誤写論置詩前、又報罷。其後赴都銓、行次天津、留友人査為仁水西荘、觴詠数月、不就選帰、卒。年六十一。

鶚捜奇嗜博。揚州馬曰琯小玲瓏山館富蔵書、鶚久客其所、多見宋人集、為宋詩紀事一百巻。又南宋画院録、(ママ)遼史拾遺、東城雑記諸書、皆博洽詳贍。詩刻錬、尤工五言、有自得之趣。詩余亦擅南宋諸家之長。……鶚嘗与趙信、符曾等人各為南宋雑事詩一百首、自采諸書為之注、徴引浩博、考史事者重之。(『清史稿』巻四百八十五 厲鶚)

厲鶚、字は太鴻、銭塘の人。家は貧、性孤峭にして、苟合せず。始め詩を為るに即ち佳句を得。学に於て窺はざる所無く、一たび之を詩に発す。康熙五十九年、李紱 浙江に典試たりて、鶚の巻を得、其の謝表を閲して、曰く、此れ必ず詩人ならん、と。亟(すみ)やかに之を録す。計偕して都に入るに、尤も詩を以て湯右曾に賞せらる。再び礼部に試みらるるも第せず。乾隆元年、鴻博に挙げられ、誤りて論を写して詩前に置き、又報罷む。其の後都銓に赴き、天津に行次し、友人査為仁の水西荘に留まり、觴詠すること数月、選に就かずして帰り、卒す。年六十一。

鶚 奇を捜し博を嗜む。揚州馬曰琯の小玲瓏山館蔵書に富み、鶚久しく其の所に客たりて、多く宋人の集を見、宋詩紀事一百巻を為る。又南宋画院録、遼史拾遺、東城雑記諸書、皆博洽詳贍たり。詩は刻錬し、尤も五言に工、自得の趣有り。詩余も亦た南

宋諸家の長を擅にす。……鶚嘗て趙信、符曾等の人と各（おのおの）の南宋雑事詩一百首を為り、自ら諸書を采りて之が注を為し、徴引すること浩博、史事を考ふる者之を重んず。

郷試の試験官李紱をして「詩人なり」と言わしめた厲鶚の詩才は、学に於いて窺わざるなしという学識に支えられたものであった。康熙五十九年、二十九歳の時、李紱に認められ、挙人となって、北京に赴き、湯右曾にも評価されたが、会試には落第する。その十六年後、乾隆元年、四十五歳の時に博学鴻試に推挙されるが、答案の書式を誤り不合格となる。その後は乾隆十三年、五十七歳で職を求めて再び北上したが、天津水西荘に留まって天津詩壇での唱酬を楽しみ、そのまま滞在して三ヶ月後には職に就くこともなく帰郷してしまった。こうして厲鶚は博学鴻試に推挙されるという栄誉を得ながらも、正式な官途に就く事無く終わったのである。

その間、『清史稿』にあるように、揚州馬氏の小玲瓏山館に寄寓し、蔵書を利用し、『宋詩紀事』に代表される、宋に関わる多くの著作を残しているのだが、揚州に移ったのは、『南宋雑事詩』完成の年である雍正二年である。

では、雍正二年以前、『南宋雑事詩』の頃の厲鶚について見てみよう。『南宋雑事詩』の詩人との唱酬が最初に見えるのは、康熙六十一年、つまり『南宋雑事詩』の前年の「湖上秋陰同陳楞山符幼魯施竹田張東扶作」（『樊榭山房集』巻二）で、符曾の名がある。その翌年、雍正元年と二年には、「寒夜同沈欒城杭大宗集趙功千二林吟屋分詠歳除節物二首」、「同沈欒城呉尺鳧趙功千登六和塔」など、同人との倡和が見える。これらの詩人と共に詠んだ詩は、雍正二年に揚州に旅だって以後、見られなくなる。このことは『南宋雑事詩』の制作は雍正元年、二年だったことを裏付けている。

更に、杭州で若い時から唱酬した仲間である杭世駿は、次のように記している。

余少時鋭意科挙之学、先師又禁不得為詩。後得交於趙氏谷林昆季、谷林有園亭、甲於通邑。其時沈个庭、符薬林両詩人、皆主其家。嘗所往来、呉明経繡谷、厲孝廉樊榭、及余三人則蒋径之羊求也。霜宵昼時、二林吟屋效劉白之倡酬、闘孟韓之聯句。

（『道古堂文集』巻九「趙谷林愛日堂吟藁序」）

余少き時 科挙の学に鋭意し、先師又禁じて詩を為るを得ず。後 交を趙氏谷林昆季に得、谷林に園亭有りて、通邑に甲たり。其の時沈个庭、符薬林の両詩人、皆 其の家に主る。嘗て往来する所、呉明経繡谷、厲孝廉樊榭、及び余の三人は則ち蒋径の羊求なり。霜宵昼時、二林吟屋 劉白の倡酬に效（なら）ひ、孟韓の聯句を闘はす。

これは、趙昱の園亭に、『南宋雑事詩』の参加者と杭世駿とが集まって、唱酬したことを記したものである。ここには陳芝光以外のメンバーが全員揃っている。更にこの時、沈嘉轍と符曾は趙昱の屋敷に寄寓していたという。そこに呉焯、厲鶚、杭世駿の三人が訪れ、連日唱酬や聯句を楽しんだという。

このように、『南宋雑事詩』制作の時期に、厲鶚を始め詩人達は、趙昱の元で唱酬を行っていたのであり、『南宋雑事詩』は、唱酬の中で作られていたといってよい。陸謙祉「厲樊榭年譜」雍正元年の「時湖上觴詠極盛、有南宋雑事詩」の記述は、そのことを裏付けている。

その後厲鶚は、揚州に移り更に後には天津に移動して、詩壇の領袖として唱酬の場で活躍したことは、弟子の汪沆の記述に見ることができる。

韓江之雅集、沽上之題襟、雖合群雅之長、而総持風雅、実先生為之倡率也。　（汪沆「樊榭山房文集序」）

韓江の雅集、沽上の題襟、群雅の長を合すと雖も、風雅を総持するは、実は先生之が倡率を為すなり。

こうして各地の詩壇で活躍する以前、すでに杭州で盛んに唱酬を行い、『南宋雑事詩』を制作していたことが、地方での活躍を助けることになったのではないかと考えられる。

更に同時期の、唱酬以外の活動を見てみると、『南宋雑事詩』の二年前、康熙六十年に『南宋院画録』を撰している。これは各種資料から伝記を集めて注をつけたもので、『南宋雑事詩』に比べると引用書は遥かに少ないが、資料名を記すなど、著述方針の根底は同じである。そして雍正二年『南宋雑事詩』完成とともに、揚州に移り、馬曰琯の蔵書と、杭州、揚州を中心とした多くの知人の助けを借りて『宋詩紀事』を作成している。(5)『宋詩紀事』の記述には、『南宋雑事詩』を踏まえたものが多く見受けられる。その後の厲鶚の宋代に関する著述は、『南宋院画録』での経験と『南宋雑事詩』制作の経験の上に積み重ねられたといえるだろう。

蔵書家の元で、詩会の唱酬と考証の著作に同時に取り組む、という厲鶚の方法は、揚州、天津でも引き継がれていくが、その最初がこの『南宋雑事詩』であったといえよう。

(二) 趙昱、趙信

趙昱（一六八九～一七四七）は、原名を殿昂といい、字は功千、谷林と号した。『愛日堂集』がある。趙信（一七〇一～?）はその弟で、字は辰垣、意林と号した。仁和の人である。『秀硯斎吟稿』などがある。

この二人は、浙江を代表する蔵書家として名高い。蔵書楼である小山堂は杭州詩会開催の場となった。

趙昱、字功千、浙江仁和人。諸生。……築小山堂蔵之、

不二十年插架之盛、幾与曠園埒。時銭塘呉焯亦好蔵書、毎得一異本、昱必鈔存校勘、為之跋語。性復好客、同学之士借読其家、則解衣推食以鼓舞之。昱、信並工詩、与杭世駿、厲鶚、全祖望等相唱和。嘗与沈嘉轍七人各賦南宋雑事詩百首、為海内所称説、一時有二林之目。二林者、昱号谷林、信号意林也。

（『清史列伝』巻七十一）

趙昱、字は功千、浙江仁和の人。諸生。……小山堂を築き之を蔵し、二十年ならずして挿架の盛、幾ど曠園と埒し。時に銭塘の呉焯も亦た蔵書を好み、一異本を得る毎に、昱必ず鈔存して校勘し、之が跋語を為る。性復た客を好み、同学の士 其の家に借読せんとすれば、則ち解衣推食して以て之を鼓舞す。昱、信並びに詩に工、杭世駿、厲鶚、全祖望等と相唱和す。嘗て沈嘉轍七人と各の南宋雑事詩百首を賦し、海内の称説する所と為り、一時二林の目有り。二林とは、昱 谷林と号し、信 意林と号すればなり。

　趙氏の蔵書は、母方の蔵書家祁氏の曠園の蔵書を引き継いだもので、善書が多かったと言われる。趙昱達は、同じく杭州の蔵書家であった呉焯と交際し、行き来して珍しい書籍は書写し、校勘も行っている。同学の士が本を借りに来れば、生活の世話もしたという。沈嘉轍、符曾が趙家に客として一時滞在していたというのは、同学の士としてであったと思われる。更に全祖望の「小山堂蔵書記」には「谷林但取近年所得地志示予、其自明成化以前者、已及千種（谷林但だ近年得し所の地志を取りて予に示し、其の明の成化より以前の者、已に千種に及ぶ。）（全祖望『鮚埼亭集外篇』巻十七「小山堂蔵書記」）と、明以前の地志も蒐集していたことが見え、『南宋雑事詩』に提供すべき資料を数多く蔵していたことがわかる。

　また彼らは単に蔵書家として知られたわけではなく、杭世駿、厲鶚、全祖望らの名士と盛んに唱和している。制作時期のところでみたように、『南宋雑事詩』は、趙昱、趙信の小山堂の南楼で作られた。そこは「予与意林読書処（予と意林と読書の処）」（趙昱『春草園小記』「二林吟屋」）と言うように、勉強の場であり、多くの書籍に囲まれての詩作であって、遊びだけの詩会とは趣が異なるものであったことがうかがわれる。

　当時、趙兄弟がいかに人気を博していたかについて、厲鶚は次のように記している。

然大江南北、言経術、究風雅者、道武林必指小山堂、以二林氏為帰、如衆流之赴壑。

（『樊榭山房文集』巻四「趙母朱太孺人七十寿序」）

然らば大江の南北、経術を言ひ、風雅を究むる者、武林に道しては必ず小山堂を指し、二林氏を以て帰と為し、衆流の壑に赴くが如し。

学者、詩人いずれも杭州に立ち寄れば必ず趙氏の小山堂をめざし、趙昱、趙信のもとに続々と人が集まったという。

小山堂での唱酬の参加者は以下のような人々である。

趙昱、原名殿昂、字功千、号谷林、仁和人。……符南樵曰、谷林徴君与張東亭、厲樊榭、沈欒城、陳蔚九、符幼魯、施静巖、張継青唱和、有小山堂唱酬稿。家有蔵書数万巻、与揚州馬秋玉相埒、其好客亦如之。

（『晩晴簃詩匯』巻七十三「趙昱」）

趙昱、原名殿昂、字は功千、谷林と号し、仁和の人。符南樵曰く、谷林徴君 張東亭、厲樊榭、沈欒城、陳蔚九、符幼魯、施静巌、張継青と唱和し、小山堂唱酬稿有り。家に蔵書数万巻有り、揚州馬秋玉と相埒（ひと）し、其の客を好むも亦た之の如し。

唱和に加わったとされる詩人たちの中に、陳芝光以外の『南宋雑事詩』参加者が全員含まれている。小山堂の唱酬は『小山堂唱酬稿』にまとめられたとあるが、現在見ることはできない。

『南宋雑事詩』当時、兄弟は全祖望、厲鶚らと唱和を楽しみつつ、経史の研究もしていた。全祖望の年譜に次のように記す。

雍正二年甲辰、先生二十歳。……自昨年再過武林、尽交樊榭、堇浦、薌林、句山、谷林、意林、蕙田、立甫諸先生、討論経史証明掌故、尊酒郵筒、殆無虚日。

（董秉純「全謝山年譜」）

雍正二年甲辰、先生二十歳。……昨年より再び武林に過ぎり、樊榭、堇浦、薌林、句山、谷林、意林、蕙田、立甫諸先生と交を尽くし、経史を討論し掌故を証明し、尊酒郵筒、殆ど虚日無し。

雍正二年は、『南宋雑事詩』作成の時期である。この時、寧波の全祖望は杭州を訪れて『南宋雑事詩』の詩人を含む杭州詩人達と交流している。唱酬の仲間は、そのまま経史を討論し、掌故を明らかにする仲間でもあったようだ。そうした集いが連日開かれたというから、当時の杭州の蔵書楼での詩会は、『南宋雑事詩』の注を作成するにふさわしい、唱酬と学問の場でもあったことがわかる。こうした場があってこそ『南宋雑事詩』は生まれたといえよう。

なお、兄弟は、乾隆元年博学鴻試に推挙されるが、選に漏れ、官途に就く事無く終わった。このことについては、後に詳しく述べる。

（三）呉焯

呉焯（一六七六～一七三三）は、字は尺鳧、繍谷と号した。銭塘の人である。著に『薬園詩稿』、『渚陸鴻飛集』、『玲瓏簾詞』等がある。先に趙昱、趙信の項で見

たように、蔵書家として趙兄弟と並び称された。宋元版などの貴重な書籍を多く蒐集したことで、『南宋雑事詩』に多くの史料を提供したものと考えられる。

呉焯、字尺鳧、号繡谷。銭塘人。有葯園詩稿。……呉退庵曰、尺鳧喜聚書、凡宋雕元槧与旧家善本、若飢渇之於飲食、求必獲而後已。瓶花斎蔵書之名、称於天下、所輯薫習録、則記所蔵秘冊也。嘗与沈欒城嘉轍、陳蔚九芝光、符幼魯曾、厲太鴻鶚、趙功千昱、意林信、七人各賦南宋雑事詩百首。（『晩晴簃詩匯』巻五十一）

呉焯、字は尺鳧、繡谷と号す。銭塘の人。葯園詩稿有り。……呉退庵曰く、尺鳧 書を聚むるを喜び、凡そ宋雕元槧と旧家善本と、飢渇の飲食に於けるが若く、求むれば必ず獲て後已む。瓶花斎蔵書の名、天下に称せられ、輯むる所の薫習録は、則ち所蔵の秘冊を記すなり。嘗て沈欒城嘉轍、陳蔚九芝光、符幼魯曾、厲太鴻鶚、趙功千昱、意林信七人と、各（おのおの）の南宋雑事詩百首を賦す。

更に、趙昱と書籍を互いに貸しあって校訂し、眉批をほどこすなど、学者でもあったことが知られている。

仁和趙功千昱小山堂、銭塘呉尺鳧焯繡谷亭。……皆竭一生之力、交換互借、手校眉批、不独其鈔本可珍。（葉徳輝『書林清話』巻十）

仁和の趙功千昱の小山堂、銭塘の呉尺鳧焯の繡谷亭。……皆 一生の力を竭くし、交換互借して、手づから眉批を校し、独だに其の鈔本の珍すべきのみならず。

その蔵書と学識が知られるのみならず、杭州の唱酬の中心的存在であったこともよく知られている。袁枚は次のように述べている。

昇平日久、海内殷富、商人士大夫慕古人顧阿瑛、徐良夫之風、蓄積書史、広開壇坫。揚州有馬氏秋玉之玲瓏山館、天津有査氏心穀之水西荘、杭州有趙氏公千之小山堂、呉氏尺鳧之瓶花斎。名流宴咏、殆無虚日。（『随園詩話』巻三）

昇平日久くして、海内殷富、商人士大夫 古人顧阿瑛、徐良夫の風を慕ひ、書史を蓄積し、広く壇坫を開く。揚州に馬氏秋玉の玲瓏山館有り、天津に査氏心穀の水西荘有り、杭州に趙氏公千の小山堂、呉氏尺鳧の瓶花斎有り。名流宴咏し、殆ど虚日無し。

袁枚が商人士大夫で詩会を盛んに開いた場所として挙げているのが揚州の馬日琯の小玲瓏山館、天津の査為仁の水西荘、そして杭州の趙昱の小山堂と呉焯の瓶花斎であり、そこでは名流が連日酬唱を楽しんだという。しか

し、呉焯の瓶花斎も、趙昱の場合と同じく、集まった人々は、ただ酒宴と唱酬を楽しむだけでなく、同時に考証にも取り組んだ。これが杭州蔵書楼での唱酬のあり方であったようだ。

呉焯、字尺鳧、銭塘人。……海内先達往往折輩行与倡酬訂証。而四方騒雅遊屐至武林、鮮不延接把臂。

（『両浙輶軒録』巻十五）

呉焯、字は尺鳧、銭塘の人。……海内の先達往往輩行を折って与に倡酬訂証す。而して四方の騒雅遊屐して武林に至るや、延接把臂せざるは鮮し。

全国から先達が若い呉焯の元を訪ねたという。更に、唱酬訂証す、というように、詩作と考証を同時におこなったという。当時の杭州蔵書楼である、趙氏小山堂と呉氏瓶花斎は、その活動内容も客人も共通していたことがわかる。

張熷「呉繡谷先生行状」（『碑伝集補』巻四十五）によると、康熙四十四年三十歳の時、康熙帝に詩を献じて認められたが、兄が死去し、老父を養うために辞退。更に康熙四十六年再度の南巡には『歳華紀麗続編』十巻、『聖因寺志』四巻、『海潮集説』三巻を献じて皇帝から賛辞を賜っている。雍正十一年、博学鴻試の詔が出され、呉焯の名が挙がった時には既に病重く、まもなく世を去った。蔵書家、学者また詩会の主催者としての名はあったが、本人が望んだ士大夫としての地位や名誉を手にすることは適わなかったのである。(6)

(四) 符曾

符曾（一六八八～？）は、字を幼魯といい、又の字を薬林という。乾隆元年の博学鴻試に推薦されたが、親の死去に伴い、試験に参加することはなかった。大理卿汪漋の推薦を受けて戸曹貴州司の低い役職につき、最終的に陝西司郎中となっている。その間、揚州の馬曰琯の小玲瓏山館、天津の査為仁の水西荘などに滞在し、唱和を繰り返した。『于役河千集』、『雪泥鴻稿』、『半春唱和集』、『玩易吟』『春凫小稿』がある。

符曾には、趙昱の息子である趙一清が著した「符葯林先生伝」がある。そこから『南宋雑事詩』に関わる部分を見てみよう。

先生氏符、諱曾、字幼魯、一字葯林。……当是時浙中名士如林、海寧査初白老人以耆宿領袖群英、先生謁焉。降礼延接、目為遠大之器。已而与先君子及沈个庭、呉繡谷、陳南邨、厲樊榭、意林六父共成南宋雑事詩七百首、初白名之曰七君子、為之序而広其伝。

（趙一清『東潜文稿』巻上「符葯林先生伝」）

先生氏は符、諱は曾、字は幼魯、一の字は葯林。……是の時に当り浙中の名士 林の如く、海寧の査初白老人 耆宿を以て群英に領袖たりて、先生これに

謁す。降礼延接するに、目して遠大の器と為す。已にして先君子及び沈个庭、呉繡谷、陳南邨、厲樊榭、意林六父と共に南宋雑事詩七百首を成し、初白 之に名づけて七君子と曰ひ、之が為に序して其の伝を広くす。

符曾は、名士の多い浙江でも随一の名士たる査慎行に謁見して「遠大の器」と評されるという光栄を得た。また査慎行は『南宋雑事詩』の詩人を七君子と称して、序を送り、その序によって作品は広く知られることになったという。ただ、厲鶚序には「七君子」の語は見当たらない。符曾は揚州、天津、杭州を行き来して活動し、各地にその足跡を残した。

知交満天下、同輩如呉東壁、周穆門、呉繡谷、金江声、杭堇浦、全謝山、呉雲持。稍後如張南漪、王茨檐、汪槐堂、皆同社研席交也。揚州則友馬秋岭半査、天津則友査蓮坡、余指不勝屈。　（趙一清「符葯林伝」）

知交 天下に満ち、同輩は呉東壁、周穆門、呉繡谷、金江声、杭堇浦、全謝山、呉雲持の如し。稍後は張南漪、王茨檐、汪槐堂の如く、皆同社研席の交なり。揚州は則ち馬秋岭半査を友とし、天津は則ち査蓮坡を友として、余が指屈するに勝へず。

杭州で交友のあった詩人達については「同社研席の交」とあるように、詩社、文社で共に学び合った同人であり、『南宋雑事詩』の詩人としては呉焯が入っている。その他は揚州、天津などの詩会での唱酬を主催し、符曾が寄寓した馬曰琯、査為仁である。(7)

『南宋雑事詩』の時期を見てみると、康熙六十一年、厲鶚は符曾のところから『絶妙好詞』を借りて写している。(8) これが後に、天津で査為仁とともに撰する『絶妙好詞箋』の資料となった。

『南宋雑事詩』の成立時期を記した資料として先に挙げた趙昱『春草園小記』の「二林吟屋」には、「昔沈欒城、符薬林、袁南垞嘗て焉に仮館す。雍正癸卯甲辰の間、共に南宋雑事詩を賦し、觴詠流連し、此に盍簪（かふしん）す。」とあり、『南宋雑事詩』制作の場所となった趙昱の邸宅に、沈嘉轍、符曾らが住んでいたのは、先に見た通りである。(9)

符曾は、雍正二年に杭州を離れ北京に赴いているため、『南宋雑事詩』の作成は、雍正二年以前と考えられるのだが、趙昱の『愛日堂吟稿』所収の「妝域聯句」序によると、雍正二年閏四月までは杭州にいて『南宋雑事詩』の同人と詩会に参加していた。

甲辰閏四月十二、沈嘉轍欒城、呉焯繡谷、厲鶚樊榭、杭世駿堇浦、暨昱兄弟集小山堂賦之。

（『愛日堂吟稿』巻一「妝域聯句并序」「序」）

甲辰閏四月十二、沈嘉轍欒城、呉焯繡谷、厲鶚樊榭、杭世駿堇浦、暨び昱兄弟 小山堂に集まりて之を賦

す。

庚申は雍正二年のこと。この聯句には、陳芝光以外の『南宋雑事詩』の詩人が参加している。

（五）沈嘉轍

沈嘉轍（?～一七三三）は、字を鑾城、个庭と号し、仁和の人である。厲鶚、杭世駿らと交流を持っていたが、詩集は伝わらない。『南宋雑事詩』の首唱であるが、詩人としてはほぼ無名で、杭州の名士達との交流の中に、その名が見えるにとどまる。雍正十一年（一七三三）、沈嘉轍の死去に際し、厲鶚は「哭沈鑾城」（『樊榭山房集』巻七）と題する七言律詩を作っている。その頷聯に、「廿載交情蘭韻在、一生文采玉塵銷。（廿載の交情　蘭韻在り、一生の文采　玉塵銷ゆ）」とある。交際が始まった二十年前というと、康熙五十二年（一七一三）で、『南宋雑事詩』よりも十年以上前から、両者に交流があったことになる。

以下、沈嘉轍と、『南宋雑事詩』同人に関する資料を挙げる。

沈嘉轍、字鑾城、一字个庭、仁和人。蓮石詩話、鑾城与樊榭、菫浦諸公為密友。又偕同人、賦南宋雑事詩、人各百首、鑾城首倡。其卒也、樊榭哭之云、廿載交情蘭韻在、一生文采玉塵銷。風雅可想見。遺集、樊榭為删訂付梓、今亦不可得矣。

（『両浙輶軒録補』巻四「沈嘉轍」）

沈嘉轍、字は鑾城、一の字は个庭、仁和の人。蓮石詩話、鑾城 樊榭、菫浦諸公と密友為り。又同人と偕に、南宋雑事詩を賦し、人各の百首、鑾城首倡たり。其の卒するや、樊榭之を哭して云う、廿載の交情蘭韻在り、一生の文采玉塵銷ゆ、と。風雅 想見すべし。遺集、樊榭為に删訂付梓するも、今亦た得べからず。

厲鶚、杭世駿と親友であり、厲鶚は彼のために遺集を編集して出版にこぎ着けたようであるが、すでに失われており見ることはできないという。更に次の資料にみるように、趙昱は沈嘉轍の父親と師弟関係があった。

沈名蓀、字澗芳、浙江銭塘人。……門人趙昱校刊其詩八巻、総名之曰梵夾集。子嘉轍。嘉轍、字鑾城。諸生。能以詩世其家。嘗与同里呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、趙信、厲鶚等、捃摭旧聞、人各為詩百首、成南宋雑事詩七巻。其詩萃説部之菁華、采詞家之腴潤、世甚称之、嘉轍其首倡也。嘉轍与鶚交尤密、鶚嘗删定其遺集付梓、今不伝。

（『清史列伝』巻七十一）

沈名蓀、字は澗芳、浙江銭塘の人。……門人趙昱其の詩八巻を校刊し、総て之に名づけて梵夾集と曰

ふ。子嘉轍。嘉轍、字は欒城。諸生。能く詩を以て其の家を世（よよ）にす。嘗て同里の呉焯、陳芝光、符曾、趙昱、趙信、厲鶚等と、旧聞を捃摭し、人各（おのお）の詩百首を為り、南宋雑事詩七巻を成す。其の詩 説部の菁華を萃め、詞家の腴潤を采りて、世甚だ之を称し、嘉轍其の首倡なり。嘉轍 鶚と交わること尤も密、鶚嘗て其の遺集を删定して付梓するも、今伝はらず。

趙昱は沈嘉轍の父、沈名蓀の門人であり、沈名蓀の詩集『梵夾集』は、趙昱が校刊している。

先に沈嘉轍が、符曾とともに趙昱の元に寄寓していたことは、符曾のところで見たが、改めて沈嘉轍の伝記から見てみよう。

沈嘉轍、字欒城、号个庭、仁和人、名蓀子。个庭嘗主趙谷林意林家、一時名流亦時過二林書屋。有小山堂唱酬集之刻後、由雲間帰泊臨平山下、忽罹風疾、到家一夕遽卒。　（『国朝杭郡詩輯』巻十四）

沈嘉轍、字は欒城、个庭と号し、仁和の人にして、名蓀の子。个庭嘗て趙谷林意林の家に主り、一時の名流も亦た時に二林書屋に過ぎる。小山堂唱酬集の刻有りて後、雲間より帰り臨平山の下に舟泊するに、忽ち風疾に罹り、家に到るや一夕にして遽に卒す。

沈嘉轍が趙昱の館に滞在していた頃、当時の名士達がその蔵書楼である「小山堂」に立ち寄り、『小山堂唱酬集』が刊行されたという。その後に沈嘉轍が亡くなったというから、『小山堂唱酬集』は、雍正十一年以前に刊行されたと思われる。『南宋雑事詩』から十年後も、沈嘉轍と趙昱との交流が続いていたことがここからわかる。

（六）陳芝光

陳芝光は、字は蔚九、仁和の人である（『国朝杭郡詩輯』巻十四）。名については、杭世駿『詞科掌録』巻七に「陳芝蔚九」と「芝光」の「光」を省いて表記しており、また趙昱の息子である趙一清の「符葯林先生伝」に「沈个庭、呉繡谷、陳南邨、厲樊榭……」と記しており、「南邨」という字があったと思われる。『南宋雑事詩』以外には情報が少ない。

陳芝光、字蔚九、仁和人。蓮石詩話、蔚九為吾杭郷前輩、与沈欒城、呉尺鳧、符幼魯、趙功千、趙意林、厲太鴻同賦南宋雑事詩。人各一巻、巻各百首、碎金屑玉、膾炙芸林。顧厲集已入四庫、呉、符、二趙亦有専刻、前録倶已登入、所遺惟沈及蔚九。沈詩、樊榭曾為删刻、蔚九更未之前聞。姑選数首以存其人。

（『両浙輶軒録補遺』巻四）

陳芝光、字蔚九、仁和人。蓮石詩話、蔚九は吾が杭郷の前輩為り、沈欒城、呉尺凫、符幼魯、趙功千、趙意林、厲太鴻と同に南宋雑事詩を賦し、人各の一巻。巻は各百首、碎金屑玉にして、芸林に膾炙す。顧みるに厲の集は已に四庫に入り、呉、符、二趙にも亦た専刻有り、前に録して倶に已に登入し、遺す所は惟だ沈及び蔚九のみ。沈の詩は、樊榭曾て為に刪刻し、蔚九は更に未だ之を前に聞かず。姑く数首を選びて以て其の人を存す。

これは陳芝光に関する数少ない伝記である。それも『南宋雑事詩』について述べているに過ぎない。また詩集も残されていないようである。彼の記録は、当時の唱酬の記録の中に僅かに見ることができる。

趙昱、原名殿昂、字功千、号谷林、仁和人。……符南樵曰、谷林徴君与張東亭、厲樊榭、沈欒城、陳蔚九、符幼魯、施静巌、張継青唱和、有小山堂唱酬稿。

（『晩晴簃詩匯』巻七十三「趙昱」）

趙昱、原名は殿昂、字は功千、谷林と号し、仁和の人。……符南樵曰く、谷林徴君 張東亭、厲樊榭、沈欒城、陳蔚九、符幼魯、施静巌、張継青と唱和し、小山堂唱酬稿有り。

これは趙昱の蔵書楼小山堂での唱酬の記録である。その中に、陳芝光が、趙兄弟、厲鶚、沈嘉轍、符曾ら『南宋雑事詩』の同人と倶に名を連ねている。

その他にも、『南宋雑事詩』序を書いた章藻功の文集中に「趙公千辰垣、招集同人小山堂、聯咏序」があり、序に陳芝光の名前がみえる。

趙昱公千、趙信辰垣、同集者、張奕光東亭、魏周琬旭棠、沈嘉轍欒城、陳芝光蔚九、陳撰楞山、金士奇絵卣、厲鶚太鴻、符曾幼魯、施安静巌、張伝継青、賓主計十有二人。

（章藻功『思綺堂文集』巻九「趙公千辰垣、招集同人小山堂、聯咏序）

これは趙昱、趙信の蔵書楼である小山堂で開催された詩会での聯詠の詩題とその序である。序に並べられた参加者の中には、呉焯を除く『南宋雑事詩』の詩人が全て含まれている。『思綺堂文集』は、「凡例」に「康熙再壬寅中伏日息廬主人豈績氏自識」とあり、「康熙再壬寅」が康熙六十一年であることから、『南宋雑事詩』作成の二年前の記録であることがわかる。

さらに、『南宋雑事詩』の詩人達の友人である陳撰の集に収録される康熙六十年の詩「擬古五十首今録二十二首」（『玉几山房吟』巻三　辛丑）にも、「沈棄城曰、彌覚蘊藉。陳蔚九曰、毫端洒秋露。」の評が採録されてい

る。これらの資料からたどると、陳芝光は康熙六十年から雍正二年頃まで、趙昱の小山堂の酬唱を中心に活動していた人物ということになる。

またこれらの資料からわかるのは、康熙六十年頃から、『南宋雑事詩』の詩人達は、盛んに交流し、互いに倡酬や批評を行っていたということである。

四　唱和集としての『南宋雑事詩』

『南宋雑事詩』制作の状況を、詩人に関する記録からみてきたが、そこで明らかになったのは、詩人達はいずれも唱酬を共にしてきた同人であるということである。また『南宋雑事詩』が作られた趙昱の小山堂は、彼らの唱酬の場であったことは、すでに見たとおりである。

一方、『南宋雑事詩』は、地志、歴史書の補足資料としての面が評価されがちで、題辞にさえも「此吾郷之文献也、詩云乎哉。(此れ吾郷の文献なり、詩を云はんや)」(柴世堂題辞)と、詩集ではなく、郷土の文献であるあることを評価する言葉が見える。

しかし、『西湖遊覧志』を補うのに、地方誌や歴史書の形をとらず、「雑事詩」の形をとったのは、やはり作者たちの意思が、同人たちとの唱酬の成果としたの唱和集を編むことにあったからではないだろうか。

ここで「唱和」という語について述べておくと、首唱があって、それに和するという形式が本来の「唱和」であるが、詩会などでの集団での詩作を、清代には「唱和」と称している。『南宋雑事詩』は、こうした形の唱和集である。

先に制作時期を記したものとして挙げた「雍正癸卯甲辰の間、共に南宋雑事詩を賦し、觴詠流連す。」(趙昱『春草園小記』「二林吟屋」)及び「時に湖上の觴詠極めて盛んにして、南宋雑事詩七巻有り。(陸謙祉「厲樊榭年譜」)は、南宋雑事詩が、詩会の唱酬から生まれた作品であることを述べたものといえよう。また『南宋雑事詩』題辞には直接唱和集であることをいうものもある。

漢上題襟句、東呉理釣篇。古今紛倡和、那得似群賢。
(『南宋雑事詩』程夢星題辞)

漢上題襟の句、東呉理釣の篇。古今倡和を紛とし、那ぞ群賢に似るを得ん。

今年従吾友尺鳧問交於功千、意林兄弟、因得読諸君所倡和南宋雑事詩。　(『南宋雑事詩』白長庚題辞)

今年　吾が友尺鳧より交を功千、意林兄弟に問ひ、因りて諸君の倡和する所の南宋雑事詩を得。

「古今　倡和を紛とす」「倡和する所の南宋雑事詩」とは、まさに唱和集であることを示している。

これより後、揚州詩壇では『韓江雅集』、天津詩壇では『沽上題襟集』が編纂されるのだが、杭州はそれに先立って、『南宋雑事詩』という、考証に基づいた唱和集

を世に出していたことになる。ただし、当時の一般的な唱和集は、詩人の文雅な交流を記録するためのものであり、送別や題詩などの詩題で読まれることが多い。一方『南宋雑事詩』は、南宋というテーマの元に、厖大な歴史地理の資料を精査し、適切な資料を選び、更にそれを材料として詩に詠じ、注に典故を記す、方法で作られている。これは考証の学識と、それを詩に詠じる詩才とを兼ね備えて初めてできるものである。『南宋雑事詩』は、そうした才人七名が一堂に会して作ったものであり、杭州詩壇の人材の豊富さと、知的水準の高さを知らしめる作品といえる。

当時は考証学全盛の時代であった。学者である恵棟が撰した『漁洋山人精華録訓纂』の注は、「漁洋当時の事実の蒐輯と保存とに在り、また地理の研究に在ったのであり、考拠家の詩注として清朝学人の系譜において考えるべきもの」と近藤光男氏は指摘しているが、[10] 恵棟の詩に見られる姿勢は、『南宋雑事詩』にも通じる。大きな相違点は、恵棟はすでにある詩に注釈をつけたのであり、杭州の詩人達は、詩注の素材をもとに、唱酬の場で、それを詩に詠じたたという点である。学識あるものの倡酬の形を示したのが、この『南宋雑事詩』だといえる。

五、『南宋雑事詩』と雍正時代

『南宋雑事詩』は雍正二年に完成し、「賦南宋雑事詩百首、為海内所称説。（南宋雑事詩百首を賦し、海内の称説する所と為る。）」（『清史列伝』巻七十一　趙昱）とあるように、高い評価を受け、全国にその名を知られた。しかし、杭州詩壇が隆盛を迎えたといわれるのは、その後十年以上を経てからであった。

乾隆初、杭州詩酒之会最盛。名士杭、厲之外、則有朱鹿田樟、呉甌亭城、汪抱樸台、金江声志章、張鷺洲湄、施竹田安、周穆門京、毎到西湖堤上、掎裳聯襼、若屏風然。有明中、譲山両詩僧留宿古寺、詩成伝抄、紙価為貴。　（『随園詩話』巻三）

乾隆の初め、杭州詩酒の会最も盛ん。名士杭、厲の外、則ち朱鹿田樟、呉甌亭城、汪抱樸台、金江声志章、張鷺洲湄、施竹田安、周穆門京有り、西湖堤上に到る毎に、掎裳聯襼し、屏風の若く然り。明中、譲山両詩僧有りて古寺に留宿し、詩成れば伝抄せられ、紙価為に貴し。

詩話、乾隆初、武林壇坫最盛、杭、厲為之領袖。谷林昆季風雅好事、小山堂蔵書之富、輝映林泉、倚為東道主。　（『晩晴簃詩匯』巻七十三　趙昱）

詩話、乾隆の初、武林の壇坫最も盛にして、杭、厲之が領袖と為る。谷林昆季 風雅事を好み、小山堂蔵書の富、林泉に輝映し、倚りて東道主と為す。

このように、十数年間、杭州詩壇が停滞したのは、雍

正時代という特殊な時代背景による。

『南宋雑事詩』が制作された雍正二年以降、杭州を含む浙江一帯では、大きな文字獄が連続した。雍正四年、浙江の査嗣庭、汪景祺の著作が清朝を侮辱するものとして摘発されると、雍正帝は浙江への不信感を強め、ついには浙江の郷試、会試を停止したのである。

雍正四年、以浙人査嗣庭、汪景祺著書悖逆、既按治、因停浙江郷会試。未幾、以李衛等請、弛其禁。

（『清史稿』巻一百八　選挙志三）

雍正四年、浙人査嗣庭、汪景祺の著書悖逆するを以て、既に按治し、因りて浙江郷会試を停む。未だ幾ばくならずして、李衛等の請を以て、其の禁を弛む。

雍正四年に、査慎行の弟査嗣庭が郷試で出題した問題文の記述と、汪景祺の文稿中の年号の記述に清朝を呪詛する内容があるとして、両者は投獄され、厳しい取り調べを受けた。浙江の風気に危険を感じていた雍正帝は、この事件を契機に浙江への不信感を一気に強め、浙江の郷試会試を停止したのである。優秀な知識人としての自負を抱いていた浙江の士にとっては、これは大きな打撃であった。浙江の風俗悪し、の烙印を押されて三年間停止された郷会試は、雍正七年に復活が許可された。

上諭。……浙江風俗悪如此。……応将浙江郷会試試停止。……己酉復准開科。庚戌派中進士七十人。会元三鼎甲皆属浙江。

（『永憲録』巻四「停浙江士子郷会試」）

上諭。……浙江の風俗悪しきこと此の如し。……応に浙江郷会試を将りて停止せん……己酉復た開科を准す。庚戌派して進士に中るもの七十人。会元三鼎甲は皆浙江に属す。

＊己酉…雍正七年。　庚戌…雍正八年。

翌雍正七年に郷会試が復活すると、翌雍正八年の科挙では、浙江は状元、榜眼、探花を独占し、浙江士人の優秀さが改めて証明されることとなり、浙江の士大夫達は溜飲を下げたのである。

しかし浙江以外でも、雍正六年、呂留良の思想に傾倒して反清思想を抱いた曾静が逮捕され、雍正八年にはその過ちを認めた「大義覚迷録」が出版され、雍正年間は文字の獄が相次ぐことで、士大夫にとって息苦しい時代となった。

やがて乾隆帝が即位し、乾隆元年に再び博学鴻試が実施される。博学鴻試は、在野の遺賢を召し出すためのものであり、康熙十八年の博学鴻詞は優れた人材を集めたことで知られている。士大夫、とりわけ雍正年間に冷遇された浙江の士は、乾隆元年の博学鴻試に大きな期待を寄せたことだろう。そこに厲鶚、符曾、趙昱、趙信が推

挙されたのである。当時すでに世を去っていた呉焯と沈嘉轍と、消息の不明の陳芝光を除き、『南宋雑事詩』の詩人がほぼ全員推挙に預かるという快挙であった。その中で、趙信はまさに『南宋雑事詩』によって推挙されることとなった。

臨川李侍郎紱有送意林序……今上登極再詔督促。余方蒙恩、以久廃起用官戸部、与仁和趙公、同為侍郎。其従弟意林来謁投南宋雑事詩七巻。同賦者七人、人賦百首、而意林与其兄谷林、並在焉。詩七百首、隷事至三千余条、其学可謂博、而辞亦可謂鴻矣。亟欲挙意林応詔、顧辞譲謂、公誠有意、願挙吾兄賢哉。譲乎。世人急名利、小得失走若鶩。博学鴻詞大名也、中即官清華大利也。独以譲兄豈易得哉。余未識谷林、止見其詩、然能致其弟敬譲、則其能友愛可知、二趙子詩筆如彼、学問固優贍、而人品豈不亦端純哉。因挙谷林以成意林之意、而意林旋亦被挙。明年天下所挙士、集闕下者百八十余人、天子臨軒親試之、執事者猶持厳重之意、僅以十五巻上御覧、二趙子並報罷。

（杭世駿『詞科余話』巻三）

臨川李侍郎紱に意林を送るの序有り…… 今上登極し再び詔して督促す。余方に恩を蒙り、久廃起用を以て戸部に官たりて、仁和の趙公と、同に侍郎と為る。其の従弟意林来りて謁し南宋雑事詩七巻を投ず。同に賦する者七人、人賦すること百首にして、意林と其の兄谷林と、並びにこれに在り。詩七百首、隷事は三千余条に至り、其の学の博と謂ふべくして、辞も亦た鴻と謂ふべし。亟かに意林を挙げて詔に応ぜしめんと欲するも、顧って辞譲して謂ふ、公誠に意有らば、願くは吾が兄の賢なるを挙げよ、と。譲れり。世人名利に急にして、小得失にも走ること鶩のごとし。博学鴻詞は大名なり、中つれば即ち清華に官たるの大利なり。独り以て兄に譲るは豈に得易からんや。余未だ谷林を識らず、止だ其の詩を見るのみ。然れども能く其の弟に敬譲を致さしむるは則ち其の能く友愛すること知るべし、二趙子詩筆は彼の如く学問は固より優贍にして、人品豈に亦た端純ならずや。因りて谷林を挙げて以て意林の意を成し、而して意林も旋いで亦た挙げらる。明年天下の挙げらるる所の士、闕下に集まる者百八十余人、天子臨軒し親ら之を試みるに、事を執る者猶ほ厳重の意を持し、僅かに十五巻を以て御覧に上すのみにして、二趙子並びに報罷む。

やや長くなったが、事の経緯はこうである。李紱が趙昱の従兄である趙殿成と一緒の部署にいた時、乾隆帝より博学鴻試を開くため人物を推薦せよとの詔がきた。その折しも、趙信が『南宋雑事詩』を李紱に献呈したのである。李紱は、隷事つまり典故が三千余条にわたって並ぶ大作を「学は博」「辞は鴻」であるとし、正に博学鴻

試にふさわしいものと、すぐさま推挙を決める。ところが趙信は、兄趙昱を推薦するように請うた。こうした美談の末、結局兄弟とも推挙されることになったのである。ただし、結果的には両名とも選に漏れてしまっている。

　厖大な典故を記した『南宋雑事詩』が博学鴻試にふさわしいとされたとあるが、『詞科掌録』には、その詩句が評価された例も取りあげている。

仁和趙昱功千、貢生。臨川李公与其従兄鉄巌同官、少司農聞其才且賢薦之。功千雅詠温恭、築春草園、有池館之勝、異本書近数万巻、与同里沈嘉轍欒城、呉焯尺鳧、陳芝蔚九、符曾幼魯、厲鶚太鴻及弟信意林、捜集南渡遺事、系以断句、名南宋雑事詩、刊行之盛為海内風雅所称説。其従兄殿成松谷、嘗選其警句云、……。

（杭世駿『詞科掌録』巻七）

仁和の趙昱功千、貢生なり。臨川李公 其の従兄鉄巌と同官にして、少司農 其の才あり且つ賢なるを聞き之を薦む。功千雅詠は温恭、春草園を築き、池館の勝有り、異本書数万巻に近く、同里の沈嘉轍欒城、呉焯尺鳧、陳芝蔚九、符曾幼魯、厲鶚太鴻及弟信意林と、南渡の遺事を捜集して、系くるに断句を以てし、南宋雑事詩と名づけ、刊行の盛は海内風雅の称説する所と為る。其の従兄殿成松谷、嘗て其の警句を選んで云ふ、……

ここでは弟のことは言わず、兄の趙昱が推薦されたことのみを記す。その後趙殿成が選んだ『南宋雑事詩』の佳句を、詩人の名をあげて羅列する。注や考証に関しては、一切は触れない。つまり同人の唱和詩としての『南宋雑事詩』を評価しているのである。『南宋雑事詩』が詩句と学術の両面から、高い評価を受けたことがわかる。

　趙昱、趙信兄弟が博学鴻試に推薦される栄誉を得た時、友人の全祖望は書翰を送って次のようにいっている。

今倘以賢兄弟当其選、堪為是科生色。小山堂之牙籤、伐山網海、足以補天禄石渠之闕、而以西湖觴詠詩才、出而和其声、以鳴国家之盛。花磚綾被之間、時助春草池塘之思、是直一代之光、非僅吾党之幸也。

（『鮚埼亭集』外編巻四十六「与趙谷林兄弟書」）

今倘し賢兄弟を以て其の選に当たらしめば、是の科の為に色を生ずるに堪へたり。小山堂の牙籤、伐山網海し、以て天禄石渠の闕を補ふに足り、而も西湖觴詠の詩才を以て、出でて其の声に和し、以て国家の盛を鳴らさん。花磚綾被の間、時に春草池塘の思を助くれば、是れ直ちに一代の光、僅に吾が党の幸なるのみに非ざるなり。

こ趙昱の小山堂の蔵書が歴史の欠落を補うに足り、西湖觴詠の詩才が国家の隆盛を広く知らしめるものである、というのは、『南宋雑事詩』を指して言っている。

そしてこの詩が、南宋を詠ずるのみならず、国家の盛んを鳴らすというように、現実の国家のために有用であるという。さらに全祖望は、合格が吾が党の幸いとなる、と述べている。吾が党というのは、常に倡酬を共にしていた浙江の同人を指して言っていると考えられる。浙江の郷会試が停止され、人材を誇るかの地の士大夫たちが屈辱を味わって以来、浙江の人材が優れていることを、世に顕示したいという意志は、浙江の人々の中に根強くあった。乾隆年間の始めに開かれた博学鴻詞は、浙江の人々に新たな希望を持たせたのである。

同じく博学鴻詞に推挙され、しぶる厲鶚に、全祖望は次のような書翰を送っている。

> 吾浙中人才之盛、天下之人交口推之無異辞、樊榭之姿詣、吾浙中人交口推之無異詞。乃聞樊榭有不欲応辟之意、愚竊以為不然。
>
> （『結埼亭集外篇』巻四十六「与厲樊榭勧応制科書」）
>
> 吾が浙中人才の盛なるは、天下の人交口して之を推すこと異辞無し、樊榭の姿詣、吾が浙中の人交口して之を推すこと異詞無し。乃ち樊榭に応辟を欲せざるの意有りと聞く、愚竊かに以為へらく然らず、と。

つまり浙中こそが人材の盛んなる場所であり、とりわけ優れた人材である厲鶚こそが博学鴻詞に応じて世に出て行くべきだと勧めているのは、浙江の優秀さを世に示したいという意思の表れであり、浙江の士たる矜持をここにみてとることができる。

趙信が『南宋雑事詩』を投じたことから博学鴻詞に推挙され、また『南宋雑事詩』の詩人四人が推挙されたこと、更に『南宋雑事詩』の詩句までもが、『詞科掌録』『詞科余話』によって紹介されたことで、『南宋雑事詩』は制作から十数年後に再び脚光を浴び、同時に杭州詩壇も改めて注目を集めることとなったのである。その後杭州詩壇の最盛期を迎えたのは、先に述べた通りである。

おわりに

以上『南宋雑事詩』をめぐる詩人たちに焦点を当て、当時の詩作の情況を明らかにした。それによって唱和詩輯としての『南宋雑事詩』の姿を明らかにしたつもりである。また、雍正という厳しい時代をくぐりぬけて、再び杭州の詩人達に、誇りと社会的な評価を取り戻したのが、この『南宋雑事詩』であることも、また重要なことである。

『南宋雑事詩』を契機に、詩人達はそれぞれの道を歩くこととなる。

厲鶚は、揚州の馬曰琯の蔵書楼に身を寄せ、『南宋雑事詩』の作業を生かしつつ『宋詩紀事』という大作にとりかかった。符曾もまた揚州、天津の詩壇で倡和に加わる。最後まで科挙に合格することはなかったが、多くの友人に恵まれ、倡酬詩を多く残した。

趙昱、趙信、呉焯は、乾隆初期の杭州詩会の中心となり、彼らの蔵書楼は常に倡酬の中心となった。

また『南宋雑事詩』は州詩人に意外な道を開いた。それは、地方誌の編纂に携わることが多くなったことである。呉焯と厲鶚は、雍正七年から招聘されて『浙江通志』、『西湖志』の編纂に携わり、厲鶚の弟子の汪沆は、天津詩壇の倡酬で活躍しつつ「津門雑事詩」を作り、また同郷の呉廷華とともに『天津府志』、『天津県志』の編纂に携わることとなった。杭州詩人が倡酬のみならず、各地で地方誌の編纂に招かれたのは、『南宋雑事詩』の成果によるものだろう。

南宋が異民族によって滅ぼされた王朝であったため、南朝をとりあげた『南宋雑事詩』は、時に清朝や文字の獄への反発の表明と見られることもある。しかし、文字の獄が盛んになるのは、『南宋雑事詩』の後であること、また詩人達は、任官に積極的であることから、それは穿った見方であると考えられる。清朝初期の士大夫とは意識が異なり、むしろ、学識に富んだ詩集を世に出すことによって、杭州詩壇の知性を世間に認めさせることに重点があったのではないだろうか。そのもくろみは、そして、雍正年間を経て、乾隆年間の杭州詩壇の隆盛によって花開いたのである。

注

（1）虞万里校点『南宋雑事詩』点校説明（『南宋雑事詩』浙江古籍出版社　一九八七）に「『雑事時』必作于『南宋院画録』之後。康熙六十一年、厲輯集『秋林琴雅』需要時間、且似未認識沈氏。雍正二年、符、厲先後離開過杭州。只有有了『雑事時』作基礎、厲才能在雍正四年有広其事而輯『宋詩紀事』之挙。如此、『雑事時』之作似当在康熙六十一年下半年或雍正元年（公元一七二三年）、尤以雍正元年可能性為大、此与「湖上觴詠極盛」相合。」とある。

（2）厳迪昌「誰翻旧事作新聞—杭州小山堂趙氏的「曠亭」情結与『南宋雑事詩』—」。

（3）虞万里前掲書に「唯経厳杰纂訂、文字上当有所改正。芹香斎本正文単行大本、注文双行小字。但観其注文末行之不足一行者、仍其単行行而与同治本分双行行者異。復観其行文中「真」、「禛」均諱作「正」、「胤」空缺不書、弘諱作「宏」、知其為乾隆年間或乾隆以後翻刻本。」とある。

（4）趙一清『東潜文稿』巻上「符葯林先生伝」による。

（5）謝海林「厲鶚交游網絡与《宋詩紀事》編撰」（清代文学研究集刊第四輯　二〇一一）。

（6）『碑伝集補』巻四十五　張熷「呉繍谷先生行状」に「康熙乙酉、聖祖仁皇帝南巡、先生献詩行在、方是俊髦輻輳、飾文辞自進者以百数、不称者多報罷。先生独奏対称善、蒙賜御箭命、伯兄比部公下世、贈公年髦、当侍養、遂力辞不就。丁亥翠華再幸浙江、先生奏進歳華紀麗続編十巻、聖因寺志四巻、海潮集説三巻、復蒙温旨、海潮集説経、朕特留覧、余並宣付内閣、其見恩遇如此。蔵書不下数万巻、元鈔宋槧購常不貲一書、必兼数本相参比、有所擧正、輒疏其顛

末、而甄識之。」とある。
（7）『揚州画舫録』巻七に「康熙間、王㓗、符曾于是園徴城南讌集詩とあり、符曾が康熙年間にはすでに揚州で詩会に参加していたことがわかる。また天津では、乾隆元年に博学鴻試のために北京に赴いた帰り、天津水西荘に滞在したことが、査学礼『銅鼓書堂遺稿』などに唱酬詩が見える。
（8）『絶妙好詞箋』題跋附録に「又借於符君幼魯、属門人録成。……時康熙六十一年十二月九日。」とある。
（9）杭世駿『道古堂文集』巻九「趙谷林愛日堂吟藁序」に「谷林有園亭……其時沈个庭、符薬林両詩人、皆主其家。」と記している。
（10）近藤光男「詩注の難きこと‐清朝における詩文校注の学について‐」（『漢文学会会報』第二十八輯　一九八二）。

※本論は平成二十六年～二十八年度科学研究費補助研究　基盤研究（C）26370421「乾隆時代における、移動する杭州詩人集団の変質と展開に関する研究」の研究成果の一部である。